

ご相談ください!!

クレジットや消費者金融、ヤミ金などの返済に困っているけど、
誰にも相談できない借金（債務）は必ず解決します。
大事なのは、生活を再建することです。

グレーゾーン金利とは

貸金業者の上限利息を定める法律には、利息制限法と出資法があります。利息制限法は、元本 10 万円未満は年 20%、10 万円以上 100 万円未満は 18%、100 万円以上は 15%として利息の上限を定めています。これを超えてとった利息は法律上無効です。しかし、罰則規定はありません。

一方、出資法は元本の金額に関係なく、年 29.2%と定めています。この出資法の上限金額を超えた利息を取ると法律的に罰せられます。利息制限法と出資法の上限利息の間がグレーゾーン金利と呼ばれています。しかし、多くの方はこのからくりをご存知ありません。

余分な利息を払っていませんか？

あなたは何パーセントの利息を払っていますか？ 29.2%の利息ではないですか？ 契約書や支払い明細書に記載してありますので、ぜひご覧になってください。

利息制限法で定められた利息でしょうか？ 長年にわたって高い利息を支払っていれば過払いがあるかも知れません。まず、相談してください。

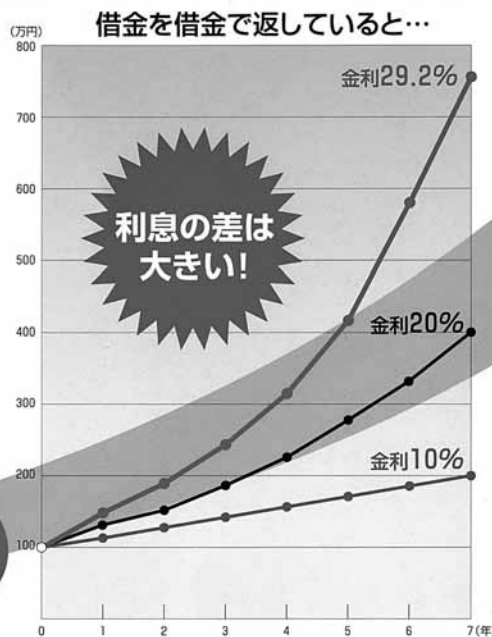
ちょっとまって!

その場しのぎを続けていると、こうなります!



急場の穴埋めのための借金のつもりが、その返済のためについまた借金...ということになっていませんか。結果は雪だるま式に借金が増えて返済できなくなります。

(注) 借金で借金を返済自転車操業を毎月続けた場合の試算。金利が高いほど雪だるま式に借金が増え、金利29.2%の場合、100万円の借金が7年で約753万円に膨らむ。



100万円が
なんと7年で
約753万円に

利息の計算

$$\text{借入金} \times \text{年利} \times \frac{\text{借入日数}}{365} = \text{利息}$$

利率を日歩や月利で言われたら、必ず年利に換算して確かめましょう。



こんなときどうしたらいいの？

Q & A

Q 「親の借金でも子が支払わなければならないのですか？」

私の父親が、消費者金融からの借金を苦に蒸発してしまい、母親は入院しており、消費者金融から父親の借金を払うように督促されています。

A 「親と子は“他人の関係”です！」

“親の借金は子の借金”ではありません。親と子は別々の人間です。父親と貸し手との契約ですので、母親もあなたも支払う必要はありません。保証人や連帯保証人になっていなければ法律上の支払い義務はありません。

問い合わせ先 役場住民生活課 ☎ 286-3111 内線 112